

平成 29 年 3 月 23 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文です。大臣、副大臣、連日、御答弁、御苦労さまです。私で最後ですので、よろしくお願いいたします。

まず、今回提案されております義務標準法について伺います。

公立小中学校の教職員定数について十年間で加配定数の約三割を基礎定数化するという事で、これによって地方自治体の計画的な採用が行われるようになるとともに、通級指導や外国人児童への日本語教育が充実するなどのこともあって、私は今回の改正案を評価をしたいと思います。

さて、その過程で新年度の教職員定数の概算要求をめぐって財務省と文科省の間でかなり激しいやり取りがあったというふうに新聞報道で聞いています。昨年十一月に財務省が財政制度等審議会で、少子化の進行により十年後には現状の約六十九万人よりも約五万人減らすことができるというふうに発表したわけですね。これに対して文科省は、いじめなど学校現場の様々な対応の強化のために一・五万人減にとどめるべきだというふうに主張して、双方が対立して様々な交渉があったんだと思います。最終的には、松野大臣と麻生財務大臣の閣僚折衝で、新年度は、教員数を自然減を除いて八百六十八人増やすとともに、先ほどの基礎定数化でも合意ができたということでもあります。

大変激しい折衝だったと思いますが、この折衝を振り返って、大臣は今のどのような感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） 教職員定数につきましては、二十九年度予算案において、通級による指導の対象児童十三人に対して一人、外国人児童生徒等教育の対象児童生徒十八人に対して一人に加えて、初任者研修の対象教員六人に対し一人、指導方法工夫改善加配のうち少人数教育の取組が定着している部分の約九千五百人を含め、十年間で行う基礎定数化が認められました。これにより、発達障害や日本語に課題のある児童生徒に対するきめ細やかな指導の充実や、教員の質の向上に必要な研修体制の充実が図られ、学校における喫緊の課題に一定程度対応できるものになったと考えております。

また、各地方自治体にとっては、これまでの加配定数六万四千人の約三割が基礎定数化されることから、教職員の定数について先の見通しが立てやすくなり、安定的、計画的な採用、研修配置が行いやすくなります。

こうした問題意識については、昨年五月の財政制度等審議会の建議においても触れられたところであり、今回の予算に反映されたものであると考えております。

が、参議院の文教委員会の先生方を始め、多くの国民の世論の後押しも受けて今回に至ったものと感謝をしております。

○松沢成文君 しかし、申し上げるまでもありませんけれども、この十年後の削減数をめぐる対立がこれで解決したわけではないと思います。

今回は年間で約六万人以上いる加配定数の三割を基礎化できたわけですが、逆に言うと、財務省としては、約三割の基礎化は認めるけれども、残りの七割は今後削減する方向で、削減対象で考えているというのが私は本音だと思いますが、これにはどう対応していきますか。

○国務大臣（松野博一君） 平成二十九年度予算案においての状況は今申し上げたとおりでございますが、基礎定数については、学級数や児童生徒数に連動するため、各地方自治体において教職員の安定的、計画的な採用、配置が行いやすくなる一方、個々の教育課題に対して機動的に対応しにくいという性質があります。これに対して、加配定数は、政策目的や地域の事情等に応じたきめ細やかな定数措置が可能となる一方、毎年度の予算編成の中で数が決定するため、安定的、計画的な教員確保につながりにくいという性質があります。

以上のような基礎定数と加配定数の性質を勘案しつつ、教職員定数の在り方については、引き続き経済・財政再生計画改革工程表における方針に基づいて、学校の課題に関する客観的データや実証研究、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、必要な検討をもって対応してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 ちょっと時間がないので一つ通告から飛ばしますが、財務省は財政審で、教員を増やすより外部人材を活用した方が効果的な場合があるとして、文科省に教員数を増やさなければならない明確な根拠を示すように求めました。このことから、外部人材の活用を教員削減に絡めようとしているのは私は明らかだと思います。一方で、文科省の概算要求を見ると、外部人材の活用など業務の適正化による教員の負担軽減には一切触れずに、自然減からの上積みだけを主張しています。これでは話がかみ合うはずがないんですね。

業務の適正化をうたう以上、例えば部活動指導員やスクールカウンセラーなどの外部専門スタッフの活用による教員の業務負担の軽減分も人数や時間を指標とした教員の業務量に換算して、どの程度の削減効果があるかを明らかにすべきではないでしょうか。その上で、いじめ、不登校への対応や障害のある児童生徒の対応、あるいは貧困等による学力差の解消など、多岐にわたる新たな課題への対応による増加分を主張しなければ、私は説得力がないと思います。このように、業務と人的資源のバランスを緻密に分析した上で適正化を進めることは、民間で

は当たり前のようにやっているわけですね。

財務省へしっかりと反論し、国民の理解を得るためにも、学校現場での業務適正化の取組による削減効果も明確に主張すべきであると考えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） 部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部の専門スタッフと連携、分担をする体制を整備することで、学校の機能が強化されるとともに、教員の業務負担の軽減につながるものと期待をしております。

文部科学省としては、教員の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題であると認識をしており、二十か所程度の重点モデルを地域指定し、学校現場の業務改善に関する実践研究を行うための経費を平成二十九年度予算案に計上しており、業務改善の取組による効果をエビデンスとして蓄積をして、その成果を全国に発信してまいりたいと考えております。

文部科学省としては、適正な労働と生活のバランスの下、教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が今まで以上に誇りとやりがいを持てる学校現場の環境を実現するため、業務の適正化を着実に推進をしてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 次に、私の毎年恒例の、国立大学における卒業式、入学式の国旗掲揚、国歌斉唱問題について伺いたいと思います。

現在、小中学校の学習指導要領と併せて改訂案が公表されて年度内に告示予定の幼稚園教育要領でも、従来からの国旗に加えて、国歌に親しむということが明記されました。保育所、認定こども園もこれに足並みをそろえていまして、ようやく三歳以上の幼児教育でもひとしく国旗・国歌への取組が進められることになります。

この方向について大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣（松野博一君） 教育基本法の教育目標として定められているとおり、子供たちに伝統と文化を尊重する態度を養っていくことは重要なことであり、そのためには幼児期からこれらに親しんでいくことは大切と考えております。

このため、今回の幼稚園教育要領の改訂案においては、新たに幼児が我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことを内容に加えるとともに、その際、伝統的な行事や遊び、国歌、唱歌、童歌に親しむことを追加をいたしました。

国歌については、従来から小中高等学校では学習指導要領に基づき、その意義を理解させ、尊重する態度を育てるように指導しているところであり、幼稚園教育と小学校教育のより円滑な接続を図るという点からも、幼稚園において国歌に

親しむことが大切と考えております。

なお、通う施設の違ひにかかわらず子供たちがひとしく質の高い教育を受けることができるよう、今回の幼稚園教育要領の改訂に当たっては、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領と内容について整合性を図っているところでございます。

○松沢成文君 これで、初等教育、中等教育に加えて幼児教育の分野でも新しい教育基本法の方針にのっとり国旗・国歌をしっかりと教えていこうというか、親しんでもらって理解してもらおうということになった一方で、国立大学は国から多くの運営交付金も支給されていますし、そしてまた、国立大学の目的養成ですよね、理科系の大学は理工系人材の育成に寄与すること、そして文科系の学部や大学は教員育成の中核を担うことの役割を担っているわけです。

国立大学では今ちょうど、今週の後半ぐらいですかね、卒業式のシーズンでありますけれども、多くの教員を輩出するこうした国立大学では、当然に国旗掲揚、国歌斉唱がしっかりと実施されるべきだと私は長年訴えておりますが、大臣にもう一度見解を伺います。

○国務大臣（松野博一君） 国立の教員養成大学・学部は、教育に関わる国の責任に鑑み、安定的に質の高い教員を一定数養成する観点から、原則として各都道府県に設置され、初等中等教育分野を中心に教育行政について主要な役割を果たしています。

また、教育課程及び指導法に関しては、国立大学のみならず全ての大学の教職課程で履修することとなっており、その内容は学習指導要領に則したものでなければならないとされています。

各国立大学においては、こうしたことも踏まえつつ、国旗・国歌の取扱いについて検討していただきたいと考えております。

○松沢成文君 私が初めて三年前にこの問題を下村大臣にぶつけて、是非とも国立大学に要請をしていくべきだと、で、そのときに、いわゆる大学の自治を脅かすというような批判がございました。

そもそも、大学の自治というのは、憲法解釈上、研究の自由、研究発表の自由、教授の自由といった学問の自由を保障するために認められているものであって、国立大学の入学式、卒業式という節目の式典で国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが、あるいは設置主体の文科省がそうしてほしいと要請することが、学問の自由を侵害し、大学の自治を損なうということには全くならないと私は考えていますが、大臣はいかがですか。

○国務大臣（松野博一君） 大学の入学式、卒業式における国旗・国歌の取扱いについては、各大学の自主的な判断に委ねられているところであり、御指摘の下村元大臣の願いは、あくまでお願いであり、大学の自治や自主性の妨げになるものではないと考えております。

○松沢成文君 そこで、昨年十一月に私が松野大臣へ質問をした際には、適切に国旗・国歌の問題に対応していただくようお願いをしたいと、国立大学側にですね、こういう答弁だったんですが、十一月から今日まで、この間、どのようにお願いをしましたでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） 御指摘の答弁につきましては、下村元大臣が会議の場で各学長に対して適切に御判断いただくようお願いをし、馳前大臣も国会において、各大学の状況について適宜適切に把握してまいりたいと答弁していることを踏まえ、引き続き、こうした考え方を受け継ぎつつ、私としても各大学に適切に御判断いただきたいという趣旨で申し上げたものでございます。

何か特定の形式でお願いをするということではなく、文部科学省として、各大学の実施状況について意見交換を通じながら、適時適切に把握をしつつ、各大学には適切に御判断をいただくことをお願いをしていきたいと考えております。

○松沢成文君 じゃ、具体的に学長を集めた場とかそういうところで、私はこう考えていますので、是非とも国立大学の皆さんも協力いただきたいというような具体的な文書とかあるいはスピーチとかでお願いしたというのではないんですね。

○国務大臣（松野博一君） 私といたしましては、下村元大臣、馳前大臣の考え方を踏襲しつつ、各大学において適切に御判断いただければと考えております。

○松沢成文君 文科省には、法令に基づいて大学教育の振興に関する助言というのを行う権限を有しているわけですね。お願いを受けて大学側がどのように対応したのか、状況を把握しなければ、これ助言もすることができないわけです。

昨年は馳大臣の方針で実施状況の調査が行われなかったんですね。一昨年は下村文科大臣の方針で調査を行っていただきました。で、昨年は馳大臣はやらなかった。さあ、今年は、私は、そういうお願いをしたいという気持ちがあるのであれば、お願いをして国立大学がどう変化していったか、やっぱりこれ調査しなきゃいけないと思うんですけども、松野大臣はどういたしますか。

○国務大臣（松野博一君） 一昨年の三月に各大学の入学式、卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱を実施しているかどうかの事実関係を照会させていただいたところであり、それを受けて下村大臣が一昨年の六月に各国立大学に対して口頭でお願いをしたことで、各大学に趣旨は伝わっていると理解しております。

国立大学における国旗・国歌の取扱いは各大学の自主的な判断によるべきものであり、学習指導要領に基づいて実施するとされているような事例とは異なり、毎年実施状況を調査するような性格のものでないことから、実施状況を調査することは考えておりません。

○松沢成文君 大臣がおっしゃったように、一昨年に下村大臣が国立大学法人学長等会議という場で正式に要請をしたわけですね。この要請、要請というかお願いを受けて、実は昨年は十五大学が対応を変えたんです。新たに四大学が国旗を掲揚し、六大学が国歌を斉唱するようになったと報道されています。

この結果が示すように、大臣のお願いなり要請によって明らかに現場は改善されていくわけですから、松野大臣にもしっかりと大学側にお願い、要請をして、またいい変化を生むように私は努力をしていくべきだと考えます。

そしてまた、その結果を国民に公開をすべきだというふうに思っています。やっぱり国民は、国立大学でどういう教育が行われているのか、式典がどう行われているのか、これ知る権利があると思うんですね、国立大学ですから。そこで、いや、この大学は国旗も国歌もやっていない、こういう情報があれば、ああ、この大学は自分に合わないなと生徒は選択にもつながりますよね、生徒や父母の。だから、私はこれは継続してやらなきゃいけないと思っているんですが、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） 繰り返しとなりますが、各大学との意見交換を通じて適時適切に状況を把握していきたいと考えております。調査という形でなく、意見交換を通じた状況把握でございますので、文部科学省により結果をお示しすることは考えておりません。

他方、大学の入学式、卒業式における国旗や国歌の取扱いについては、各大学において必要に応じて自主的な判断について説明がなされるものと考えております。

○松沢成文君 もう時間がないんで、最後、質問ではありませんけれども、私がこの質問をするたびに关心のある国民の皆さんからいつも驚かれるのは、国立大学で何で式典で国旗も国歌も揚げないの、そんな大学いまだにあるのってみんなびっくりしますよ。

これ、日本人の常識だったら、これ国立大学、それも教員養成を目的にしているんです。この教員はみんな、高校や中学や小学校の学校現場に入っていくんです。この学校現場では、式典ではきちっと国旗掲揚、国歌斉唱をやって、その親しみをきちっと教えていこうというふうになっているわけですよ。やっぱり先生

たちがそのことをしっかり身に付けて学校現場に行かないと、学校現場で教えられるわけがないんですね。

今回、幼児教育でもそれをしっかりやっていこうという方向が出たわけです。私は、国立大学、もう国がしっかりと設置をしている大学でありますから、私は、思想の自由とかいろんなことを言う人いますけれども、これはやっぱり日本の常識としてきちっと対応していただくように、私は毎年のように大臣、まあ法的な根拠がないから強制はできないけれども、やはり文科省として考えを伝えていくべきだというふうに思いますので、改めて最後要請させていただいて、質問を終わります。

ありがとうございました。